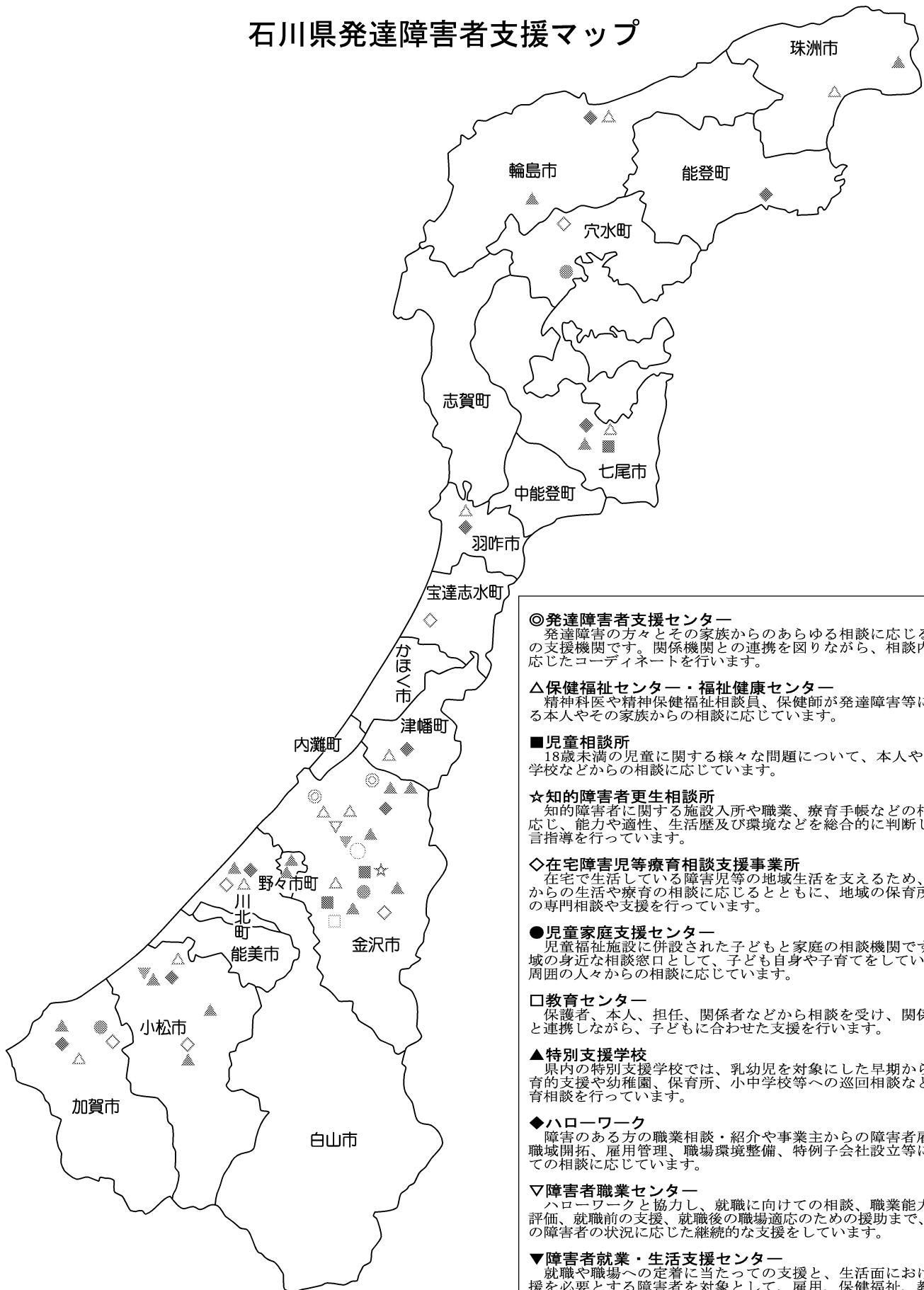


[ 参 考 资 料 ]



# 石川県発達障害者支援マップ



- ◎**発達障害者支援センター**  
発達障害の方々とその家族からのあらゆる相談に応じる専門の支援機関です。関係機関との連携を図りながら、相談内容に応じたコーディネートを行います。
- △**保健福祉センター・福祉健康センター**  
精神科医や精神保健福祉相談員、保健師が発達障害等に関する本人やその家族からの相談に応じています。
- 児童相談所**  
18歳未満の児童に関する様々な問題について、本人や家族、学校などからの相談に応じています。
- ☆**知的障害者更生相談所**  
知的障害者に関する施設入所や職業、療育手帳などの相談に応じ、能力や適性、生活歴及び環境などを総合的に判断し、助言指導を行っています。
- ◇**在宅障害児等療育相談支援事業所**  
在宅で生活している障害児等の地域生活を支えるため、家族からの生活や療育の相談に応じるとともに、地域の保育所等への専門相談や支援を行っています。
- 児童家庭支援センター**  
児童福祉施設に併設された子どもと家庭の相談機関です。地域の身近な相談窓口として、子ども自身や子育てをしている人、周囲の人々からの相談に応じています。
- 教育センター**  
保護者、本人、担任、関係者などから相談を受け、関係機関と連携しながら、子どもに合わせた支援を行います。
- ▲**特別支援学校**  
県内の特別支援学校では、乳幼児を対象にした早期からの教育的支援や幼稚園、保育所、小中学校等への巡回相談などの教育相談を行っています。
- ◆**ハローワーク**  
障害のある方の職業相談・紹介や事業主からの障害者雇用の職域開拓、雇用管理、職場環境整備、特例子会社設立等についての相談に応じています。
- ▽**障害者職業センター**  
ハローワークと協力し、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害者の状況に応じた継続的な支援をしています。
- ▼**障害者就業・生活支援センター**  
就職や職場への定着に当たっての支援と、生活面における支援を必要とする障害者を対象として、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携を行いながら、就業や日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っています。
- いしかわ若者サポートステーション**  
臨床心理士、産業カウンセラーが各種相談やカウンセリングに応じ、若者一人ひとりの状況に応じてその職業的・社会的自立に向けた継続的な支援を行います。

## 発達障害者相談支援機関一覧

### ①発達障害者支援センター

名 称	住 所	電話番号
石川県発達障害支援センター	金沢市鞍月東2丁目6番地	076-238-5557
発達障害者支援センターパース	金沢市福久東1丁目56番地 オフィスオーセド2F	076-257-5551

### ②児童相談所

名 称	住 所	電話番号
石川県中央児童相談所	金沢市本多町3丁目1番10号	076-223-9553
石川県七尾児童相談所	七尾市古府町そ部8番地	0767-53-0811
金沢市教育プラザ富樫こども総合相談センター	金沢市富樫3丁目10番1号	[教育相談] 076-243-1038 [金沢市児童相談所] 076-243-4158

### ③知的障害者更生相談所

名 称	住 所	電話番号
石川県知的障害者更生相談所	金沢市本多町3丁目1番10号	076-223-9554

### ④在宅障害児等療育相談支援事業所

名 称	住 所	電話番号
サポートセンターゆめのわ	加賀市動橋町リ-1	0761-74-6603
小松療育園	小松市瀬領町丁1-2	0761-46-1306
仏子園	白山市北安田町548番地2	076-275-0616
石川療育センター	金沢市上中町イ67番地2	076-229-3033
サポートアメニティあらいぶ	宝達志水町小川式7-1	0767-28-8820
石川県精育園	穴水町字七海6-50	0768-52-0284

⑤保健福祉センター・福祉健康センター

名 称	住 所	電話番号
南加賀保健福祉センター	小松市園町ヌ48番地	0761-22-0796
南加賀保健福祉センター加賀地域センター	加賀市山代温泉桔梗丘2丁目105-1	0761-76-4300
石川中央保健福祉センター	白山市馬場2丁目7番地	076-275-2250
石川中央保健福祉センター河北地域センター	津幡町字中橋口1-1	076-289-2177
能登中部保健福祉センター	七尾市本府中町ソ27番9	0767-53-2482
能登中部保健福祉センター羽咋地域センター	羽咋市旭町ユ20番地	0767-22-1170
能登北部保健福祉センター	輪島市鳳至町畠田102番4	0768-22-2011
能登北部保健福祉センター珠洲地域センター	珠洲市宝立町鶴島ハ124	0768-84-1511
金沢市泉野福祉健康センター	金沢市泉野町6-15-5	076-242-1131
金沢市元町福祉健康センター	金沢市元町1-12-12	076-251-0200
金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念3-4-25	076-234-5103

⑥児童家庭支援センター

名 称	住 所	電話番号
ファミリーステーションいなみえん	加賀市片山津温泉井6番地	0761-75-8889
こども家庭支援センター金沢	金沢市平和町3丁目23番5号	076-243-8341
あすなろ子育て広場	穴水町志ヶ浦15字1番地-3	0768-52-4141

⑦教育センター

名 称	住 所	電話番号
石川県教育センター	金沢市高尾町ウ31番地1	076-298-1729

⑧特別支援学校

学 校 名	住 所	電話番号
石川県立盲学校	金沢市小立野5-3-1	076-262-9181
石川県立ろう学校	金沢市窪6-218	076-242-6218
石川県立総合養護学校	金沢市南森本町1-1	076-258-1715
石川県立小松瀬領養護学校	小松市瀬領町丁138-1	0761-46-1324
石川県立養護学校	野々市町太平寺4-164	076-248-0661
石川県立錦城養護学校	加賀市豊町イ120-1	0761-73-3101
石川県立小松養護学校	小松市金平町丁76	0761-41-1215
石川県立明和養護学校	野々市町中林4-70	076-246-1133
石川県立明和養護学校 松任分校	白山市北安田町547	076-276-6899
石川県立七尾養護学校	七尾市下町己部54	0767-57-1244
石川県立七尾養護学校 輪島分校	輪島市門前町平1-32	0768-42-3121
石川県立七尾養護学校 珠洲分校	珠洲市三崎町本17-47	0768-82-5401
石川県立医王養護学校	金沢市岩出町ホ1	076-257-0572
石川県立医王養護学校 小松みどり分校	小松市向本折町へ14-1	0761-24-0103
金沢大学附属特別支援学校	金沢市東兼六町2-10	076-263-5552

⑨ハローワーク

名 称	住 所	電話番号
ハローワーク金沢	金沢市鳴和1-18-42	076-253-3030(代)
ハローワーク津幡	津幡町字清水ア66-4	076-289-2530
ハローワーク白山	白山市西新町235	076-275-8533
ハローワーク小松	小松市日の出町1-120	0761-24-8609
ハローワーク加賀	加賀市大聖寺菅生イ78-3	0761-72-8609
ハローワーク七尾	七尾市小島町西部2	0767-52-3255~6
ハローワーク羽咋	羽咋市南中央町キ105-6	0767-22-1241~2
ハローワーク輪島	輪島市鳳至町畠田99-3	0768-22-0325
ハローワーク能登	能登町宇出津新港3-2-2	0768-62-1242

⑩障害者職業センター

名 称	住 所	電話番号
石川障害者職業センター	金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ1階	076-225-5011

⑪障害者就業・生活支援センター

名 称	住 所	電話番号
金沢障害者就業・生活支援センター (金沢市社会福祉協議会)	金沢市高岡町7-25 松ヶ枝福祉館内	076-231-3571
こまつ障害者就業・生活支援センター (こまつ育成会)	小松市桜木町96-2	0761-21-8553

⑫いしかわ若者サポートステーション

名 称	住 所	電話番号
いしかわ若者サポートステーション	金沢市広坂2-1-1	076-235-3060

## 市町障害福祉・母子保健・児童福祉担当課一覧

	市町	障害福祉担当		母子保健担当課		児童福祉担当課	
		課名等	電話番号	課名等	電話番号	課名等	電話番号
1	金沢市	障害福祉課	076-220-2289	泉野福祉健康センター	076-242-1131	こども福祉課	076-220-2299
				元町福祉健康センター	076-251-0200	福祉総務課	076-220-2278
				駅西福祉健康センター	076-234-5103	子ども総合相談センター	076-243-1038
2	七尾市	福祉課	0767-53-8464	健康推進課	0767-53-3623	子育て支援課	0767-53-8419
3	小松市	ふれあい福祉課	0761-24-8052	すこやかセンター	0761-21-8118	児童家庭課	0761-24-8054
4	輪島市	福祉課	0768-23-1161	健康推進課	0768-23-1136	福祉課	0768-23-1161
5	珠洲市	福祉課	0768-82-7748	健康増進センター	0768-82-7742	福祉課	0768-82-7747
6	加賀市	福祉保険課	0761-72-7852	健康課	0761-72-7866	こども課	0761-72-7855
7	羽咋市	健康福祉課	0767-22-1048	健康福祉課(健康推進係)	0767-22-1115	健康福祉課(子育て支援係)	0767-22-1114
8	白山市	障害福祉課	076-274-9526	健康推進課(健康センター松任内)	076-274-2155	子育て支援課	076-274-9527
9	かほく市	健康福祉課	076-283-7120	健康福祉課	076-283-7120	子育て支援課	076-283-7155
10	能美市	福祉課	0761-52-8002	健康推進課	0761-52-8004	福祉課	0761-52-8002
11	川北町	福祉課	076-277-1111	福祉課	076-277-8388	住民課	076-277-1111
12	野々市町	しあわせ支援課	076-227-6063	保健センター	076-248-3511	子育てあんしん課	076-227-6077
13	津幡町	健康福祉課	076-288-7926	健康福祉課	076-288-7926	町民児童課	076-288-6726
14	内灘町	介護福祉課	076-286-6703	保健センター	076-286-6101	町民生活課	076-286-6701
						子育て支援センター(カンガルー内蔵)	076-238-3233
15	志賀町	健康福祉課	0767-32-9131	保健福祉センター	0767-32-0339	子育て支援課	0767-32-9122
				富来保健福祉センター	0767-42-0031		
16	宝達志水町	健康福祉課	0767-28-5506	健康福祉課	0767-28-5506	住民課	0767-29-8120
17	中能登町	福祉課	0767-72-3135	保健環境課	0767-72-3129	福祉課	0767-72-3134
18	穴水町	健康福祉課	0768-52-3650	保健センター	0768-52-3589	健康福祉課	0768-52-3650
19	能登町	健康福祉課	0768-72-2503	健康福祉課	0768-72-2504	健康福祉課(児童福祉係)	0768-72-2512



## 児童デイサービス事業所一覧

	事業所名称	運営主体	所在地	電話	定員
1	児童デイサービスセンターたんぽぽ	うめの木学園	小松市金平町148番地	0761-41-1301	10
2	サービスセンターさくら	こまつ育成会	小松市桜木町96番地2	0761-21-8982	5
3	サービスセンターおおぞら	こまつ育成会	小松市埴田町78番地1	0761-47-2214	10
4	児童デイサービスセンタードレミ	松寿園	小松市向本折町7205番地	0761-22-5120	5
5	キッズデイサービスゆめのわ	幸徳園	加賀市動橋町1-1	0761-74-1609	10
6	デイサービスセンター楽	南陽園	加賀市潮津町59番地1	0761-74-4040	10
7	生活支援ネットBe星が岡ステーション児童デイサービス	佛子園	能美市和気町ヤ4-5	0761-51-6553	10
8	児童デイサービスわくわく	サポートステーションWakuWaku	金沢市長土堀3丁目8番41号	076-262-0988	10
9	国立病院機構医王病院	国立病院機構医王病院	金沢市岩出町ニ73番地	076-258-1180	10
10	金沢市障害児通園施設ひまわり教室	金沢市	金沢市十一屋町4番34号	076-243-6786	20
11	エイブルベランダBe	佛子園	金沢市三馬1丁目369番地	076-241-1200	15
12	キッズ・ベランダBe	佛子園	金沢市高尾1丁目27番地1	076-296-3663	10
13	ハッピータウンクオレ	愛里巣福社会	金沢市伏見台1丁目6番13号	076-244-8081	10
14	センチュリー児童デイサービスきよかわまち	ヒロコ・サブライ	金沢市清川町3番7号吉田ビル	076-241-1145	10
15	生活支援ネットBe仏子園ステーション児童デイサービス	佛子園	白山市北安田町548番地	076-275-0616	10
16	知的障がい児・者サポートセンター第2茄子のはな	藤乃会	野々市町太平寺2丁目258番地3号	076-246-2778	10
17	ほ〜だ	アシスト	野々市町稲荷4丁目96	076-213-5547	10
18	児童デイサービスセンターみのりの里	みのり会	七尾市国分町セ部18番地	0767-53-7266	10
19	生活支援ネットBe日本海倶楽部ステーション	佛子園	能登町字立壁92番地	0768-72-8180	10

知的障害者関連施設

NO	事業所名称	圏域	郵便番号	所在地 〔1〕	所在地 〔2〕	電話番号	FAX	定員		運営主体 〔区分〕	運営主体 〔名称〕	代表者名	設置 年月日
								入所	通所				
知的障害者 更生施設	1	石川県立錦城学園	南加賀	加賀市高尾町又1-甲		0761-72-0069	0761-72-6868	90	-	石川県石川県		谷本正憲	S55.4.1
	2	星が岡牧場	南加賀	能美市和気町ヤ4-5		0761-51-6553	0761-51-6156	30	30	社会福祉法人 社会福祉法人	佛子園 アカシヤの里	雄谷良成 松田輝次	H7.4.1 S59.8.1
	3	アカシヤの里	石川中央	金沢市栗崎町5丁目3番1号		076-237-0294	076-237-0295	50	-	社会福祉法人	希望が丘	嵯峨元	S50.4.1
	4	希望が丘	石川中央	金沢市小池町九-40番地		076-257-5211	076-257-2108	68	-	社会福祉法人	松原愛育会	柳下道子	H13.4.1
	5	愛育学園	石川中央	金沢市北袋町イ101番地		076-235-8800	076-235-8801	80	-	社会福祉法人	松原愛育会	柳下道子	S49.6.1
	6	ふじのき寮	石川中央	金沢市上中町ト7番地1		076-229-1464	076-229-1479	90	-	社会福祉法人	松原愛育会	奥清	S39.4.1
	7	ハビリポート若葉	石川中央	金沢市別所町の10番		076-247-6787	076-247-6768	210	-	社会福祉法人	陽風園	寺田外喜男	H5.4.1
	8	たけまた友愛の家	石川中央	金沢市東原町フ14番地2		076-257-7830	076-257-7840	-	35	社会福祉法人	金沢手をつなぐ親の会	寺田外喜男	H9.7.1
	9	たけまた友愛の家分揚見台虹の家	石川中央	金沢市錦見台5-7-13		076-261-7870	076-261-7870	-	19	社会福祉法人	金沢手をつなぐ親の会	前川専一	H10.11.1
	10	青い鳥更生施設	石川中央	白山市杉森町へ1-1		076-254-8181	076-254-8188	30	-	社会福祉法人	鳥越福祉会	緩詰潔	H元.6.1
	11	はぎの郷	石川中央	津幡町別所への1		076-288-0339	076-288-0340	50	-	社会福祉法人	つくしの会	今井武司	H16.4.1
	12	ハイネス	能登中部	中能登町長川け部71-1		0767-74-2055	0767-74-2086	30	-	社会福祉法人	つばさの会	谷本正憲	S38.8.5
	13	石川県立精学園	能登北部	穴水町字七海6字50番地		0768-52-0284	0768-52-3349	145	-	石川県	石川県		
小計								873	84	13施設			
知的障害者 授産施設	1	うめの木学園	南加賀	小松市金平町リ148番地		0761-41-1301	0761-41-1648	50	40	社会福祉法人	うめの木学園	木下文雄	S50.10.1
	2	ドレミ	南加賀	小松市向本折町フ205		0761-22-5120	0761-22-5120	-	20	社会福祉法人	松寿園	伊藤貞之	H13.4.1
	3	カナン学園	南加賀	加賀市水田丸町フ2番地2		0761-77-1500	0761-77-1531	50	-	社会福祉法人	珠明会	鹿野秀朔	S60.4.1
	4	アグリ加賀	南加賀	加賀市尾俣町33番地		0761-77-2622	0761-76-3988	-	30	社会福祉法人	花友会	宮本一夫	H16.6.1
	5	幸徳園	南加賀	加賀市動橋町リ-1		0761-74-1609	0761-74-1022	-	40	社会福祉法人	幸徳園	三部忍	H57.4.1

NO	事業所名称	区域	郵便番号	所在地(1)	所在地(2)	電話番号	FAX	定員		運営主体(区分)	運営主体(名称)	代表者名	設置年月日
								入所	通所				
6	夢うさぎ	南加賀	922-0404	加賀市源平町84番地		0761-74-6969		-	20	社会福祉法人南陽園		表修司	H15.5.1
7	ワークセンター星が岡	南加賀	923-1224	能美市和気町ヤ4-5		0761-51-6553	0761-51-6156	-	20	社会福祉法人佛子園		雄谷良成	H16.11.1
8	ワーケーションツブひなげし	石川中央	921-8111	金沢市若草町12番7号		076-243-0326	076-243-0327	-	20	社会福祉法人ひろびろ福祉会		野間比南子	H16.4.1
9	若草福祉作業所	石川中央	921-8106	金沢市十一屋町4番34号		076-244-7731	076-244-7754	-	55	社会福祉法人むつみ会		寺西博	S51.2.1
10	若草福祉作業所分場コスモス	石川中央	920-0934	金沢市宝町8-1		076-224-6933	076-224-6933	-	10	社会福祉法人むつみ会		寺西博	H6.4.1
11	やちぐさ作業所	石川中央	920-0827	金沢市牧町子71番地		076-251-5139	076-251-7750	-	37	社会福祉法人やちぐさ会		浅田平七	S62.4.1
12	彦三のぞみ苑	石川中央	920-0901	金沢市彦三町2丁目12番12号		076-221-5800	076-221-5899	-	35	社会福祉法人金沢手をつなぐ観の会		寺田外喜男	H18.4.1
13	夢工房	石川中央	920-0373	金沢市みどり3丁目130番地		076-269-0680	076-269-1707	-	33	社会福祉法人清風会		小林富彦	H12.4.1
14	聖ヨゼフ苑作業所	石川中央	920-0377	金沢市打木町東155番地		076-240-6221	076-240-2001	-	60	社会福祉法人聖ヨゼフ苑		野村純一	H3.4.1
15	あけぼの作業所	石川中央	920-0944	金沢市三口新町1丁目8番1号		076-263-7101	076-260-0635	-	40	社会福祉法人陽風園		奥清	H8.4.1
16	セルブあさがお	石川中央	924-0063	白山市笠間町156-1		076-274-9177	076-274-9178	-	30	社会福祉法人松の実福祉会		西井外志久	H9.4.1
17	松の美園	石川中央	924-0804	白山市徳丸町625-1		076-276-6452	076-274-2360	-	30	社会福祉法人松の実福祉会		西井外志久	S61.4.1
18	青い鳥授産施設	石川中央	920-2364	白山市杉森町へ1-1		076-254-8182	076-254-8189	-	20	社会福祉法人鳥越福祉会		前川専一	H10.11.1
19	けやき野苑	石川中央	921-8834	野々市町中林1-1-1		076-248-4871	076-248-4893	-	40	社会福祉法人富明会		岩田廣美	H4.4.1
20	はばたき	石川中央	929-0325	津幡町加賀爪へ120番地		076-289-2277	076-289-2281	-	40	社会福祉法人やまびこ		島三郎	S60.4.1
21	みのり園	能登中部	926-0821	七尾市国分町七部18番地		0767-53-7266	0767-52-9028	-	40	社会福祉法人みのり会		松浦正武	S61.4.1
22	あおぞら	能登中部	925-0014	羽咋市釜屋町中81-3		0767-22-2918	0767-22-9037	-	35	社会福祉法人はくい福祉会		中江循	H16.4.1
23	今浜苑	能登中部	929-1344	宝達志水町今浜新耕128-1		0767-28-2900	0767-28-2928	50	-	社会福祉法人四恩会		真田穰治	H2.4.1
24	ウイング	能登中部	929-1717	中能登町良川け部71-1		0767-74-2055	0767-74-2086	-	30	社会福祉法人つばさの会		今井武司	H16.4.1
25	アドニス	能登中部	929-1717	中能登町良川け部71-1		0767-74-2055	0767-74-2086	30	-	社会福祉法人つばさの会		今井武司	H16.4.1
26	ふれあい工房あざし	能登北部	927-2353	輪島市門前町是清イの1番地		0768-43-1991	0768-43-1999	50	15	社会福祉法人門前町福祉会		山口秀雄	H11.4.1

知的障害者  
授産施設

種別 【小区分】	NO	事業所名称	圏域	郵便 番号	所在地 【1】	所在地 【2】	電話番号	FAX	定員		運営主体 【区分】	運営主体 【名称】	代表者名	設置 年月日	
									入所	通所					
知的障害者 授産施設	27	日本海倶楽部	能登北部	927-0605	能登町	字立壁92番地	0768-72-8180	0768-72-8282	50	16	社会福祉法人	佛子園	雄谷良成	H16.4.1	
	小計										280	756			
知的障害者 通所	1	愛育通所寮	石川中央	920-0966	金沢市	城南1丁目8番20号	076-262-2262	076-262-2291	25	-	社会福祉法人	松原愛育会	柳下道子	S59.5.1	
	小計										25	1			
旧知的 施設合計	41施設										1,178	840			

### 精神障害者関連施設

種別 【小区分】	NO	事業所名称	圏域	郵便 番号	所在地 【1】	所在地 【2】	電話番号	FAX	定員		運営主体 【区分】	運営主体 【名称】	代表者名	設置 年月日	
									入所	通所					
精神障害者 福祉ホーム B型	1	いこい	石川中央	920-0205	金沢市	大浦町ホ25-1	076-239-0211	076-239-0295	20		医療法人社団	青樹会青和病院	青木 劔一郎	H15.4.1	
	2	すまいる	石川中央	921-8834	野々市町	小林4-120	076-248-6646	076-248-6567	20		社会福祉法人	金沢市民生協会	小竹 弘文	H14.4.1	
小計										40	0				
精神障害者 授産施設	1	ライフワーク金沢就労センター	石川中央	920-0205	金沢市	大浦町ホ24-1	076-238-3355	076-238-1621	27		医療法人社団	青樹会青和病院	青木 劔一郎	H11.4.1	
	小計										27	0			
精神社 復合計	3施設										67	0			

# 発達障害者支援法

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策（第五条—第十三条）
- 第三章 発達障害者支援センター等（第十四条—第十九条）
- 第四章 補則（第二十条—第二十五条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

**第一条** この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### （定義）

**第二条** この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

#### （国及び地方公共団体の責務）

**第三条** 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必

要な措置を講じるものとする。

- 3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

（国民の責務）

**第四条** 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するよう努めなければならない。

## 第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

（児童の発達障害の早期発見等）

**第五条** 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第四条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
- 3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第一項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。
- 4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。
- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

（早期の発達支援）

**第六条** 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

- 2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。
- 3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措

置を講じるものとする。

(保育)

**第七条** 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

(教育)

**第八条** 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校、盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

**第九条** 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

(就労の支援)

**第十条** 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第三十三条の指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

(地域での生活支援)

**第十一条** 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利擁護)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

(発達障害者の家族への支援)

**第十三条** 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

### 第三章 発達障害者支援センター等

(発達障害者支援センター等)

**第十四条** 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者(以下「発達障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる。

一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。

二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。

三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務(次号において「医療等の業務」という。)を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。

四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(秘密保持義務)

**第十五条** 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

**第十六条** 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

**第十七条** 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

**第十八条** 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。



(専門的な医療機関の確保等)

**第十九条** 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

#### 第四章 補則

(民間団体への支援)

**第二十条** 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

**第二十二条** 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

**第二十四条** 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

(大都市等の特例)

**第二十五条** この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

## 索引項目

### あ

アスペの会石川	56
アスペルガー症候群	1、2
いしかわ子ども交流センター	69
いしかわ子ども交流センター小松館	69
いしかわ子ども交流センター七尾館	69
いしかわ若者サポートステーション	49
石川県学習障害児・者親の会「PAL」	57
石川県自閉症協会	58
石川県障害者スポーツ大会	71
石川県障害者ふれあいフェスティバル	72
石川県精育園	30
石川県知的障害者更生相談所	14
石川県手をつなぐ育成会	59
石川県特別支援学校一覧	46
石川県内の特別支援学校	36
石川県発達障害支援センター	10
石川県保健福祉センター	15
石川県立医王養護学校	43
石川県立医王養護学校小松みどり分校	44
石川県立錦城養護学校	39
石川県立小松瀬領養護学校	38
石川県立小松養護学校	40
石川県立七尾養護学校	41
石川県立七尾養護学校珠洲分校	43
石川県立七尾養護学校輪島分校	42
石川県立明和養護学校	40
石川県立明和養護学校松任分校	41
石川県立盲学校	36
石川県立養護学校	39
石川県立ろう学校	36
石川障害者職業センター	48
石川障害者職業能力開発校	49
石川ひまわり号	72
石川療育センター	29
泉野福祉健康センター	17

いちごの会	59
医療機関への受診について	83
INREAL 金沢	77
内灘町健康推進課 保健センター	22
運賃等割引制度	87
AACで話そう け・せら・せら	76
駅西福祉健康センター	17
NPO法人日本ポーター協会	
石川湖南支部 ポーター おひさまの会	73
笑の会	60
Angel Kids	60
おじゃ mama どれみの会	61
おもちゃ図書館あいあい・らんど	69
親子ふれあいランド あい・あい・あい	69
親の会	56
親の会 クローバー	61
か	
加賀市健康課	20
加賀市知的に障害のある子と親の会・さざんかの会	61
学習障害	1、3
金沢エルデの会	62
金沢産業技術専門校	49
金沢市教育プラザ富樫 こども総合相談センター	26
金沢市こども総合相談センター	26
金沢市児童相談所	14
金沢市障害者高齢者体育館（駅西むつみ体育館）	71
金沢市福祉健康センター	16
金沢障害者就業・生活支援センター	49
金沢大学附属特別支援学校	45
金沢つながりの会	63
かほく市健康福祉課	20
かほく市手をつなぐ育成会	63
川北町福祉課 保健センター	22
希望ヶ丘	82
教育機関	34
錦城学園	81

くれよんの会	64
くれよんめいと	64
げんきの会（石川県自閉症協会）	65
幸徳園サポートセンターゆめのわ	27
広汎性発達障害	1
こころの健康相談	16
子育て生活応援団「げんき倶楽部」	74
小松おもちゃ図書館サン・アビ	70
小松市いきいき健康課 すこやかセンター	18
こまつ障害者就業・生活支援センター	49
小松市立和光学園	80
小松療育園	27
雇用を援助する制度等	52
<b>さ</b>	
在宅障害児等療育相談支援事業	27
サポートアメニティあらいぶ	29
志賀町健康福祉課 保健福祉センター	24
市町障害福祉・母子保健・児童福祉担当課一覧	100
市町における発育・発達支援事業	18
児童相談所	12
児童デイサービス	83
児童デイサービス事業所一覧	101
自閉症	1、2
就学指導委員会	34
就労移行支援事業所	50
就労継続支援A型事業所	50
就労継続支援B型事業所	50
就労支援機関	47
障害基礎年金	89
障害者就業・生活支援センター	48
障害者自立支援法	92
障害者手帳（療育手帳・精神保健福祉手帳）	84
所得保障制度	91
心身障害児在宅療育総合支援事業	15
珠洲市福祉課 健康増進センター	18
スペシャルオリンピックス日本・石川	72

すろーすてっぷ	65
精神障害者関連施設	104
税制度	86

## た

大学・短大・専門学校	35
知的障害者関連施設	102
注意欠陥多動性障害（ADHD）	1、3
中央児童相談所	12
通級指導教室	34
通信制高校	35
つみきの会	66
でんでんむしの会（ひきこもり親の会）	16
電話相談	33
特定非営利活動法人ケーネット知楽市	73
特別支援学級	34
特別支援学校	34
特別支援教育就学奨励費	34
特別支援教育等について	34
どんぐりの会	66

## な

中能登町保健環境課 保健センターすくすく	24
なかよしはうす	81
七尾鹿島手をつなぐ育成会	66
七尾市健康推進課 保健センター	18
七尾児童相談所	13
日常生活支援「サポートハウス」	75
能登町健康福祉課	24
野々市町教育委員会学校教育課	22
野々市町保健センター	22
能美市健康推進課	20

## は

白山市健康増進課 健康センター松任	20
パースウェブネットクラブ	12
発達障害者支援センター パース	11

発達障害者支援法	105
発達障害者支援マップ	95
発達障害者相談支援機関一覧	96
ハローワーク（公共職業安定所）	47
福祉の店「夢や」	75
仏子園	28、82
フリースクール	35
保育所	79
放課後児童クラブ	79
宝達志水町健康福祉課	24
ポップコーンの会	67
ほのぼのクラブ	67
<b>ま</b>	
めばえの会	68
元町福祉健康センター	17
<b>や</b>	
幼児精神発達相談	15
幼稚園	79
<b>わ</b>	
輪島市健康推進課	18
輪島わくわくおもちゃの図書館	70
わははの会	68

## Q & A 困っているのですが…

1 Q : 発達障害と言われたのですが…?

A : 第1章の「発達障害の理解と支援」(P1~)を参考にして下さい。

2 Q : どのだれに相談をしたらいいの?

A : 第2章に相談支援機関を紹介しております。ライフステージに沿った支援機関に相談しましょう。

3 Q : 発達障害と診断され、しつけの問題でないとわかったのですが、これからどのように育てたらいいのか心配です。

A : これからの対応が大切だと思います。困ったときには一人で抱え込まず、相談機関の助言を受けながら親子共に成長していきましょう。

4 Q : 近くの相談機関はどこにあるのか知りたいのですが?

A : 付図として相談支援機関のマップ(P95)が出ています。近くの機関を探してみましょう。

5 Q : 親子で遊びに行けるようなところがありますか? 集団への参加経験がないので、気軽に行ける所はないでしょうか?

A : 第2章の市町における発育・発達支援事業、第5章の親の会、第6章の公共施設などを参考にして、お出かけ下さい。

6 Q : 外に出かけることが苦手です。電話だけで相談をすることはできますか?

A : 発達障害の相談支援をしている機関では電話での相談も受けています。また、電話相談(P33)も参考にして下さい。

7 Q : 親同士、同じような悩みが分かち合える仲間がほしいけど…。

A : 第5章に親の会を紹介しています。参考にされ近くの会に出かけてみてはどうでしょうか。

8 Q : 先々のことが常々心配です。

A : 将来についてのイメージが見えてこない不安を持たれることがあります。ライフステージに対応した支援(P9)を参考にして下さい。それぞれの年代での相談機関が紹介されています。

- 9 Q：就学を前にして学校生活が心配です。  
A：第3章の教育機関を参考にして下さい。就学前に市町への巡回相談等も行われています。
- 10 Q：高校受験を前にして集団の中でのテストに不安が大きいです…。  
A：申請により、別室受験などの特別措置を受けることができます。在籍する中学校に相談を試みましょう。
- 11 Q：どのような仕事が合っているのか相談したい…。  
A：特別支援学校高等部では、働く力を育てるために職場実習を行っています。  
第4章の就労支援機関も参考にして下さい。
- 12 Q：病院を受診したいけど…。  
A：発達障害の診断をしている様々な病院やクリニックで外来があります。「医療機関への受診について（P83）」も参考にして受診して下さい。  
また、病気や怪我で発達障害の人が受診するときに、診療行為が困難な場合も少なくありません。受診の際には、医師や看護師等のスタッフに、「そだちの手帳」など本人の状況を理解してもらえる、わかりやすい資料を持参すると良いでしょう。
- 13 Q：障害者手帳をもらった方が良いのでしょうか？  
A：取得することでサービスの利用範囲が広がります。就労にも有利です。第7章の暮らしの制度を参考して下さい。（P84）参照
- 14 Q：大学に入ったけれど、授業の選択等、学生生活に戸惑っているようなのですが…。  
A：大学や短大などで学生相談室や健康保健センターに相談窓口を設置している所もあります。（P35）参照
- 15 Q：障害者自立支援法は障害の区別がないと聞いたのですが、発達障害は含んでいますか？  
A：障害者自立支援法は、身体・知的・精神の三障害が対象ですが、発達障害についても、知的障害者・精神障害者（その他の精神疾患）として、サービスの対象となり得ます。障害者自立支援法は今後見直しが予定され、発達障害の位置づけの明確化等についても検討される見込みです。（P92）参照



平成21年4月発行

石川県健康福祉部障害保健福祉課

〒920-8580 金沢市鞍月1-1

TEL 076-225-1427

FAX 076-225-1429

E-mail:[shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp)